

## 平成30年第1回皆野町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
4月24日(火)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	6
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例等の一部を改正する条例)	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	9
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	11
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度皆野町一般会計補正予算(第7号))	
○同意第3号の説明、質疑、討論、採決	14
・同意第3号 副町長の選任について	
○議決事件の字句及び数字等の整理	16
○閉会について	16
○閉会	17

○ 招 集 告 示

皆野町告示第39号

平成30年第1回皆野町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年4月18日

皆野町長 石木戸 道 也

1 期 日 平成30年4月24日

2 場 所 皆野町議会議場

- 3 付議事件
- (1) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）
  - (2) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
  - (3) 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度皆野町一般会計補正予算（第7号））
  - (4) 副町長の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員	
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員	
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員	
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員	
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		実	議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員	

不応招議員（なし）

## 平成30年第1回皆野町議会臨時会

平成30年4月24日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度皆野町一般会計補正予算（第7号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3号 副町長の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	中島直輝
町民生活 課長	玉谷泰典	健康福祉 課長	浅見幸弘
参事兼 税務課長	米沢満夫	産業観光 課長	宮原宏一
建設課長	長島弘	教育次長	設楽知伸

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

○議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成30年第1回皆野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤金作議員） 本臨時会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（大澤金作議員） 次に、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。青葉、若葉が目にしみる大変美しい季節となりました。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第1回皆野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに厚くお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、常日ごろから地域づくり、まちづくりにご尽力を賜り、敬意と感謝の意を表する次第であります。

去る4月10日告示の皆野町長選挙におきましては、無投票にて当選の栄に浴することができました。これも議員の皆様を初めとする多くの皆様のご支援のたまものであり、深く感謝を申し上げます。改めまして、その職責の重大さを痛感しています。きのう23日から4期目がスタートいたしました。これからの町政運営の指針として、多くの方から住んでみたいまちと選ばれる町に、今住んでいる皆様がいつまでも住み続けたいまちとして愛される町に、夢と希望と笑顔があふれるときめきの皆野づくりを進めてまいります。

引き続き子育て支援、元気で長生き対策、安全で快適な環境整備に加えて、英語教育の充実、学力・知力・体力の調和のとれた教育の推進、道の駅みなのかを軸にした産業と観光の振興、浅草などとの都市交流にも取り組みます。全ての分野の安全・安心日本一のまちを目指します。常に行財政改革にも心がけて、健全財政を念頭に、町民ニーズを的確に捉えて、多くの町民の皆様が共感できる確かなまちづくりに取り組みます。町議会とは、引き続きそれぞれの役割を尊重し、厚い信頼関係と適度な緊張感のもと、車の両輪のごとく、明るく元気なまちづくりに取り組んでまいります。引き続きご指導、ご支援を心からお願いを申し上げます。

本臨時会に提案申し上げます議案は、付議事件一覧表のとおり4件であります。よろしくご審議賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

8番 新井達男議員

9番 大澤径子議員

を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、承認第1号から同意第3号までの4件でございます。議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

---

◇

◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等

の一部を改正する条例)を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長(石木戸道也) 承認第1号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町税条例等を一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 税務課長に承認内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長(米沢満夫) 承認第1号について内容をご説明申し上げます。

平成30年度地方税制改正においては、地方消費税の清算基準について、抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等の税制上の措置を講ずる。また、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設を決定しております。

今回の皆野町税条例の改正で主なものは、個人所得課税の見直し、固定資産税等の特例について適用期間の延長及び生産性革命・集中投資期間中における特例措置、またたばこ税の見直し等で、法律等の改正に合わせて改正、新設するものでございます。

改正条例の21ページの後に添付いたしました新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思っております。なお、説明に当たりましては、根拠法律の改正による条項のずれ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

新旧対照表の1ページ、第20条の改正は、第48条及び第52条の改正に伴うもので、所要の規定の整備でございます。下段、第23条第3項の改正は、2ページに続きまして、第48条第10項から第12項までを除くを加える内容でございます。これにつきましては、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものでございます。

その下、第24条第1項第2号、125万円を135万円とする改正は、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正でございます。第2項の改正は、均等割非課税限度額を引き上げる規定の整備でございます。

3ページ、第34条の2の改正は、基礎控除額に所得要件を創設するものでございます。下段、34条の6の改正は、調整控除額に所得要件を創設するものでございます。

4ページ下段、第36条の2の改正は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しによる規定の整備でございます。

次に、8ページをお開きください。8ページ下段、第48条の改正は、9ページに移りまして中段、第2項及び第3項を追加するもので、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人割額から控除することについて規定するものでございます。

以下、項を繰り下げまして、12ページをお開きください。12ページ、第10項から第12項の追加は、法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定をするものでございます。下段、第52条の改正は、第2項、第3項及び14ページに続きまして、第5項、第6項を追加するもので、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定するものでございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。第92条の追加は、国のたばこ税と同様、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設するものです。下段、第93条の2は、特定加熱式たばこ喫煙用具を製造たばこことみなすこととするものでございます。

17ページ中段、第94条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする等の規定の整備で、18ページにわたりまして、第3項、19ページの第5項、それから20ページ、第7項から第10項を新たに規定するものでございます。

20ページ、最下段、第95条の改正は、たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げる規定の整備です。

次に、22ページをお開きください。附則第3条の2及び23ページの第4条の改正は、第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備です。

24ページ中段をごらんいただきたいと思います。第5条の改正は、個人の町民税の所得割の非課税限度額を引き上げる規定の整備でございます。下段、第10条の2第3項から第10項までは、政令改正等において規定が細分化されたことによる改正でございます。

25ページ最下段、第11項は、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を軽減することを定めるもので、新たに追加をするものです。

26ページをお開きください。中段、第10条の3の改正では、少し飛びますが、30ページまで飛びます。30ページ中段上、第12項の追加でございます。これにつきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置について規定をするものでございます。

31ページ中段上、第11条から35ページの第15条まで、ここにつきましては法律改正に合わせて改正をするもので、それぞれ適用期間を延長するものでございます。

38ページをお願いいたします。こちらは第2条関係になりますが、第2条関係から43ページの第5条関係まで、これにつきましては17ページで説明をいたしました第94条、加熱式たばこに係る税率を5年間かけて段階的に移行するもので、39ページの3条関係と41ページの4条関係においては、第95条、たばこ税の税率を3段階で引き上げる規定の整備でございます。

46ページをお開きください。第6条関係でございます。こちらにつきましては、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長をするものでございます。

改正文の11ページにお戻りいただきたいと思います。改正文11ページの最下段でございます。新旧対照表でなく改正文の11ページをごらんいただきたいと思います。最下段、附則第1条で、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとするものでございます。

12ページ下段、第2条から13ページ、第4条までは、町民税、固定資産税に関する経過措置について、規定をしてございます。

14ページ、第5条からは、町たばこ税に係る経過措置、手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置について、それぞれ規定をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、承認第1号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。



#### ◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町国民健康保険税条例等の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長に承認内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 承認第2号について内容をご説明申し上げます。

3枚目に新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。第1条関係の改正でございます。下段、第2条の第2項、2ページに続きまして、54万円を58万円に改めるもので、国民健康保険税の課税限度額について改正をするものです。

その下、第21条中、54万円を58万円に改めるものは、国民健康保険税を減額する場合の限度額について、課税限度額と同額とするものでございます。

中段下、第2号の改正は、軽減判定所得の算定方法を27万円から27万5,000円に改めるもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準について、被保険者の数に乘すべき金額を引き上げ、軽減措置の拡充をするものでございます。

2ページ下段から3ページに続きまして、第22条の2第2項の改正は、マイナンバーによる連携情報により把握ができるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。第2条関係による改正でございます。第21条第3号の改正は、軽減判定所得の算定方法を49万円から50万円に改めるもので、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準について、被保険者の数に乘すべき金額を引き上げ、軽減措置の拡充をするものでございます。

改正条例にお戻りください。附則により施行期日を平成30年4月1日とし、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、簡単ではございますが、承認第2号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 国民健康保険税の一部を改正するということですが、この専決処分までしてこの条例改正をする理由というのは何なのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 5番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

1つには、課税限度額54万円から58万円と、高所得者に対しては多少負担がふえるというところがございます。もう一つは、軽減判定所得の算定方法につきまして、5割軽減、それから2割軽減の世帯に対する軽減の算定基準を上げるということで、5割軽減、2割軽減の世帯については負担が少し軽くなるということで、これも地方税法の改正等に伴いまして、今回の専決処分で上げさせていただきました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） もしこの税制、そういうふうに変更するということであれば、この前の3月議会でも出す必要があったのかなと思うし、それからこの賦課限度額というの、課税限度額、それについては、各市町村でも自治体によって違うところもあります。例えば秩父市なんかはすごい、全国一の低い課税限度額であったわけですけども、今回3月議会ですべての皆野町とかこの秩父郡市と同じ54万円ととか、そういうふうなので今度変えましたけれども、各自治体がそういうふうに変更を決めて、それでやれるのであれば、何も急がなくてもよかったのかなと私は思ったものですから、ちょっとお聞きしたのですが、そ

れは何でもうちょっと急いだ理由を聞きたいのですけれども。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 常山議員の再質問にお答えいたします。

3月議会でやればよかったのではないかとということでまずあるのですが、こちらにつきましては、町の場合、3月議会で6割、4割の軽減から7割、5割、2割の軽減に変えさせていただきました。この時点でまだ地方税法のほうが変わっておりませんので、先行して変えるというのはちょっと無理があるのかなというふうに思います。でありましたので、3月31日に公布、4月1日施行という地方税法に合わせて専決処分とさせていただいたものでございます。

それから、課税限度額につきまして市町村で違うということでございますが、そのとおりでございます。特に秩父市の場合には、議員さんおっしゃるとおりかなり低い限度額で来ておりました。今回、たしか54万円にしたと思います。おいおい同じ基準の58万円にはしたいということは聞いてはおりますが、一遍にといなかなか難しいということだという話をちょっと聞いております。

町といたしましては、基準どおりの額で行きたいということで、今回提案させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 大体理解したのですけれども、では今のここの臨時議会ではなくて、次の6月議会でも、4月施行となれば6月議会では遅いかもかもしれませんけれども、やはりもうちょっと議論というか、そういうこともあって、この課税限度額、先ほども課長がおっしゃっていましたが、やっぱり高所得者には少しある程度の負担がこれから課税限度額が上がるわけですから、負担がかかるということもありますので、やはりこういうのはそんなに急いでやることもなく、慎重にやっていただきたかったなと思いますので、以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。



### ◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度皆野

町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年3月29日、平成29年度皆野町一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に承認内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度皆野町一般会計補正予算（第7号）の説明をいたします。

予算書の1ページをごらんください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ40億8,809万6,000円としたものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書になります。事項別明細書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款2から款11までは、いずれも交付額の決定に基づくもので、主なものといたしましては、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税148万7,000円の減、款4配当割交付金207万2,000円の増及び款7ゴルフ場利用税交付金154万1,000円の増でございます。

4ページに移りまして、2段目、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、特別交付税2,704万8,000円の増で、特別交付税の総額は1億5,584万8,000円となりました。

款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金21万9,000円の増は、町民の方お一人から1万円のご寄附を、秩父広域森林組合から広域合併15周年記念として21万円のご寄附をいただいたものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金2,663万9,000円の皆減は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

続いて、5ページの歳出についてご説明申し上げます。款10教育費、項3中学校費、目2教育振興費の要保護・準要保護児童生徒医療費6万2,000円の増は、対象となる生徒に係る医療費の増額に伴うものでございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子24万7,000円の減は、一時借入金利子の皆減によるものでございます。

款13諸支出金、項2基金費、目2減災基金費511万3,000円の増は、歳入歳出差引額の調整に伴い減債基金へ積み立てを行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度皆野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 補正の理由につきましては、歳入における地方交付税の特別交付税の決定に伴っ

て、約2,704万円の増額補正、それに関連しまして、繰入金の財政調整基金繰入金、約2,663万円の減額補正、これが主な補正理由だというふうに理解しております。

当議案とは直接関係ないのですが、予算関連ということで1点だけご質問をさせていただきたいというふうに思います。平成30年度の一般会計当初予算審議でも取り上げさせていただきましたが、みなの魅力発掘・創造会議アドバイザー業務委託料の件であります。平成29年度の予算が50万円であったものが今年度当初予算でその約10倍以上、560万円というふうになっておりました。余りにも法外な金額でもありまして、契約時に慎重に対応するようにと、このような意見を申し添えてございます。

新年度がスタートしましてはや1カ月がたとうとしておりますが、この件に対する町長の見解と、またこの件の契約状況についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 実は、内海議員からもそうした質問が3月議会を出されておりました。そんな関係もありますし、まだ契約はしておりません。慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） まだ契約がされていないということで一安心しているのですが、いずれにしてもこの創造会議自体が皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と、皆野町の魅力の再認識と新たな魅力を創造し、これからのまちづくりに最大限活用するためと、こういった目的になっているかと思えます。その基礎といいますか、計画の基礎です。その皆野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に対する業務の委託料が当時約530万円だったというふうに記憶しております。この総合戦略の具体化といいますか、その推進、それと皆野町の新たな魅力発掘会議ということで、この会議を所管されるところが新年度よりスタートしましたみらい創造課になるかというふうに思います。この会議、年間約12回ですか、月1回ということで予算化されておるようですが、そうなりますと、この1回の会議に出るアドバイザーを単純に平均しますと、約46万円というふうになろうかと思えます。2カ月に1度ですか、弁護士による無料の法律相談、これの弁護士の報酬金、1回に平均しますと4万5,000円ということになろうかというふうに思います。これらを加味して、前年度約50万円ということであったわけですから、そのくらいで、一般的に考えた場合、ベターかなというのが私の考えでもございます。

ぜひ十分慎重な、まだ契約をしていないということでありますので、それらを加味して慎重に対応を要望したい、当初予算の中でも要望させていただきましたが、余りにも法外な形での契約はやめてもらいたいということを要望しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、承認第3号は承認することに決定しました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時47分

- 議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第3号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第7、同意第3号 副町長の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 同意第3号 副町長の選任について提案理由の説明を申し上げます。

副町長の土屋良彦氏の任期が平成30年5月31日をもって満了となることから、引き続き土屋良彦氏を選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤金作議員） 副町長の退席を求めます。

〔副町長 土屋良彦退場〕

- 議長（大澤金作議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 副町長の選任について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 副町長の選任について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第3号 副町長の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は11名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に、9番、大澤径子議員、10番、四方田実議員、11番、内海勝男議員、以上3人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に、9番、大澤径子議員、10番、四方田実議員、11番、内海勝男議員を指名いたします。念のために申し上げます。同意第3号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤金作議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤金作議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤金作議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第3号 副町長の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大澤金作議員） 副町長の復席を求めます。

〔副町長 土屋良彦入場〕

○議長（大澤金作議員） 土屋良彦氏に申し上げます。ただいま投票の結果、副町長の選任に同意いたしましたので告知いたします。

ここで、挨拶をいただきたいと思います。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） ただいまは副町長選任につきましてご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。引き続きまして、石木戸町長の補佐役として、一生懸命町政進展のために取り組みますので、ご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。



#### ◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



#### ◎閉会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回皆野町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 新 井 達 男

署 名 議 員 大 澤 径 子